

文化・スポーツ課所管の公の施設の指定管理者審査基準

1 審査基準の位置づけ

文化・スポーツ課所管の公の施設の指定管理候補者を決定するに当たって、施設を管理・運営するのに最適な団体を決定するための基準及び方法等を示したものです。

2 審査の視点

審査に関しては、公平かつ客観的に評価するために、「管理運営に係る基本姿勢（住民の平等な利用）」「施設の効用の最大限の発揮」「管理に係る経費の縮減」「管理を安定して行うための必要な人員」「法令遵守、守秘義務、個人情報保護、情報の公開」「地域への貢献」に対する審査により評価します。

3 基本的な審査の考え方

審査に当たっては、上記「2 審査の視点」に対する評価について、点数化したものを加算する総合評価方式を採用することとします。

審査項目の評価点数については、評価項目の6段階評価の合計に、係数を乗じて算出した点数とします。

(1) 評価項目の「評価」の考え方

評価項目単位の評価は、「0」から「5」までの6段階評価とします。

- ア 特に優れた内容 = 5
- イ 優れた内容 = 4
- ウ 標準的な内容 = 3
- エ 劣った内容 = 2
- オ 非常に劣った内容 = 1
- カ 記述のないもの = 0

(2) 係数の考え方

審査項目に対する評価点数は、公の施設の特性に応じて設定しています。審査項目における各評価項目に対する評価の合計が、各審査項目の評価点数と同じになるように係数を設定します。

4 合計評価点数と決定方法

(1) 選定委員会委員1人による申請者の合計の評価点は、前記2の各項目の評価点数の和とします。

(2) 各審査項目において、すべての評価項目が「オール3（標準的な内容）」であったとして算出した評価点数の70%である252点を最低評価点数とし、それ以上の評価点数に達しないときは、不採用となります。なお、最低評価点数以上であった場合でも、審査員ごとに各評価項目において6段階評価の「0」、「1」の評価があった場合は、全審査員において協議のうえ、採否を決定します。